

## 予定価格の事後公表について

平成22年4月1日から条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大等、入札・契約制度を改正したが、6月1日以降に公告する案件から、下記のとおり予定価格を事後公表とする。

### 記

#### 1 予定価格の事後公表の対象

	予定価格		調査基準価格	最低制限価格
22年度	5千万円以上 又は総合評価方式	入札後	入札後	入札後
	5千万円未満 (総合評価を除く)	入札前		
現行	すべての案件	入札前	入札後	入札後

\*ただし、平成22年度においては、建設工事請負人等選考委員会において予定価格の公表時期を入札後と決定したものは、事後公表とする。

\*最低入札価格が予定価格を上回り落札候補者又は落札者が決まらない場合は、再入札を2回まで行う。再入札における入札書の提出時期は、電子入札にあつては開札日の概ね2日後、郵便入札にあつては開札日の概ね6日後とし、積算内訳書の提出は求めない。(調査基準価格を下回ったときは提出させる。)